

湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会 次第

日時：令和8年1月26日（月）

午後2時30分～

場所：こもれび苑1階会議室

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員及び事務局紹介【資料1】
4. 委員長・副委員長の選出【資料2】
5. 議題
 施設運営について【資料3】
6. その他
7. 閉会

—資料—

- ・湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会委員・事務局名簿 【資料1】
- ・湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会に関する規則 【資料2】
- ・施設運営について 【資料3】

○湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会に関する規則

令和 7 年 9 月 1 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例(令和 7 年湖北広域行政事務センター条例第 1 号) 第 12 条及び湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例(昭和 54 年湖北広域行政事務センター条例第 2 号) 第 13 条の規定に基づく、湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議するものとする。

- (1) エコパーク湖北及びこもれび苑の管理及び運営に関すること。
- (2) エコパーク湖北及びこもれび苑に係る公害の防止及び環境の保全に関すること。
- (3) その他エコパーク湖北及びこもれび苑の管理運営に関し必要なこと。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、自ら調査、審議して管理者に建議することができるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 11 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 地域住民代表者
- (2) 湖北広域行政事務センター議会議員
- (3) 設置市の担当部長
- (4) 学識経験者
- (5) 各種団体の代表者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第 5 条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、管理者が委嘱する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、委員の半数以上から審議事項等を示し、会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するとことによる。
- 5 会議の運営その他必要な事項は、委員長が会議にはかり定める。

(関係者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、所掌事務について説明又は報告をさせることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、業務課及び施設整備課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項に定める任期にかかわらず、

令和7年10月1日に委嘱された委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

2 湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和54年湖北広域行政事務センター規則第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則の廃止)

3 湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則(昭和54年湖北広域行政事務センター規則第8号)は、令和7年9月30日をもって廃止する。

エコパーク湖北（汚泥再生処理センター）維持管理状況について

1. 汚泥再生処理センターの概要について

所在地	〒526-0265 長浜市木尾町 1224 番地
敷地面積	1,928m ²
着工・竣工	令和6年2月～令和7年9月
処理能力	【令和7年10月～令和10年3月】 し尿・浄化槽汚泥 49K リットル/日 【令和10年4月～】 し尿・浄化槽汚泥 43K リットル/日 バイオガス化施設分離水 40K リットル/日
処理方式	水処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理＋下水道放流 資源化方式 汚泥助燃剤化
設計施工	湖北ハイトラスト株式会社（特別目的会社）

2. 汚泥再生処理センターの運転管理体制について

事業主体	湖北広域行政事務センター
事業者	湖北ハイトラスト株式会社
運転管理	クボタ環境エンジニアリング株式会社

3. 汚泥再生処理センターへの搬入業者について

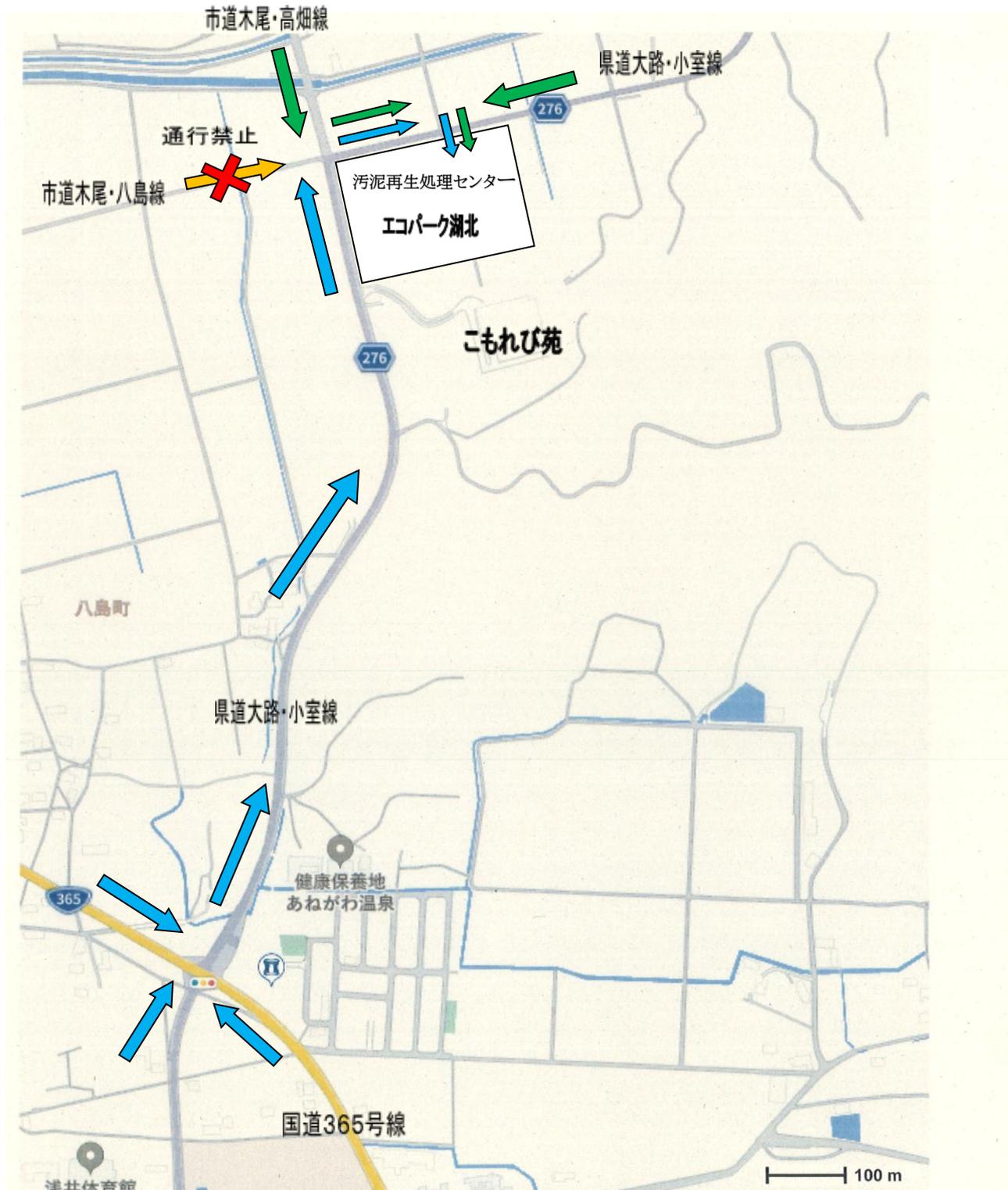
【し尿】委託業者

《長浜地域》	・(株)ライフリリース	・橋本クリーン産業(株)
《東浅井地域》	・(株)テックアシスト	
《伊香地域》	・(有)伊香清掃センター	
《山東・伊吹地域》	・(株)ハウステクノ関ヶ原	
《米原・近江地域》	・橋本クリーン産業(株)	

【浄化槽汚泥】許可業者

《長浜地域》	・(株)ライフリリース	・橋本クリーン産業(株)
《東浅井地域》	・(株)テックアシスト	
《伊香地域》	・(有)伊香清掃センター	
《米原市》	・(株)ハウステクノ関ヶ原	・喜多嘉和(株) ・(有)キタセイ

4. 汚泥再生処理センターへの搬入ルートについて



→ 搬入道路

→ 田根学区からの搬入道路

5. 汚泥再生処理センターへの搬入状況について

令和7年度 汚泥再生処理センターへのし尿・浄化槽汚泥搬入実績

【単位：ℓ】

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
し尿	長浜市	184,896	139,410					324,306
	米原市	88,326	75,744					164,070
	合計	273,222	215,154					488,376
浄化槽汚泥	長浜市	886,270	906,060					1,792,330
	米原市	214,800	201,600					416,400
	合計	1,101,070	1,107,660					2,208,730
合計	管内合計	1,374,292	1,322,814					2,697,106

6. 各種法令等に基づく分析結果について

汚泥再生処理センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の他各種法令上の特定施設となります。そのため法令上に規定された項目の基準等がありますので、その項目の基準値に対して基準値を満たしているのか確認するため、水質の分析業務を実施しています。

この10月より実施しております分析結果につきましては、下記のとおり全項目において基準値を満たしています。

また、地元自治会との公害防止協定書に基づく年1回の騒音、振動、悪臭の測定につきましてはこの2月に実施予定していますが、昨年9月に実施した施設の引渡性能試験結果につきまして、次ページに記載しております。ご覧のとおり全ての項目において公害防止基準値以下の結果となりましたので報告させていただきます。

水質分析結果

項目		基準値	10月		11月		12月		1月		2月	
			1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
放流水質	1 温度	45℃ 未満	23	20	21	20						
	2 水素イオン濃度	5~9	8.1	7.7	7.9	7.8						
	3 生物化学的酸素要求量	600mg/ℓ未満	8	14	2	8						
	4 化学的酸素要求量	600mg/ℓ未満	18	26	22	22						
	5 浮遊物質	600mg/ℓ未満	4	16	2	10						
	6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量											
	(1) 鉱油類含有量	5mg/ℓ以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5						
	(2) 動植物油類含有量	30mg/ℓ以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5						
	7 汚素消費量	220mg/ℓ未満	4	5	4	4						
8 窒素含有量	60mg/ℓ未満	8.1	12	8.4	7.9							
9 リン含有量	10mg/ℓ未満	0.36	0.67	0.19	0.23							

引渡性能試験結果

《公害防止基準》

【騒音基準値】

敷地境界線において下記の基準値以下とする。

地域の類型	基準値			
	朝	昼間	夕	夜間
第2種区域	50dB 以下	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
測定日 (A地点) 朝・昼間 (R7.9.7) 夕・夜間 (R7.11.27)	測定値			
	朝	昼間	夕	夜間
	36dB	39dB	36dB	33dB

※時間の区分

朝：午前6時～午前8時

昼間：午前8時～午後6時

夕：午後6時～午後10時

夜間：午後10時～翌日午前6時

【振動基準値】

敷地境界線において下記の基準値以下とする。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
第1種区域	60dB 以下	55dB 以下
測定日 昼間 (R7.9.7) 夜間 (R7.9.8)	測定値	
	昼間	夜間
	30dB 未満	30dB 未満

※時間の区分

昼間：午前8時～午後7時

夜間：午後7時～翌日午前8時

【悪臭基準値】

敷地境界線において下記の基準値以下とする。

項目	基準値	測定結果	
		R7.9.7	次年度
アンモニア	1ppm 以下	0.1ppm未満	
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	0.0005ppm未満	
硫化水素	0.02ppm 以下	0.002ppm未満	
硫化メチル	0.01ppm 以下	0.001ppm未満	
二硫化メチル	0.009ppm 以下	0.0009ppm未満	
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	0.0005ppm未満	
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	0.005ppm未満	
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	0.005ppm未満	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下	0.001ppm未満	
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	0.001ppm未満	
ノルマルパレルアルデヒド	0.009ppm 以下	0.001ppm未満	
イソパレルアルデヒド	0.003ppm 以下	0.001ppm未満	
イソブタノール	0.9ppm 以下	0.05ppm未満	
酢酸エチル	3ppm 以下	0.1ppm未満	
メチルイソブチルケトン	1ppm 以下	0.1ppm未満	
トルエン	10ppm 以下	1ppm未満	
スチレン	0.4ppm 以下	0.1ppm未満	
キシレン	1ppm 以下	0.04ppm未満	
プロピオン酸	0.03ppm 以下	0.003ppm未満	
ノルマル酪酸	0.001ppm 以下	0.0005ppm未満	
ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下	0.0005ppm未満	
イソ吉草酸	0.001ppm 以下	0.0005ppm未満	

3. 斎苑の運営について

こもれび苑

運営事業者：湖北斎場 PFI 株式会社

運営期間：令和3年4月1日から令和18年3月31日の15年間

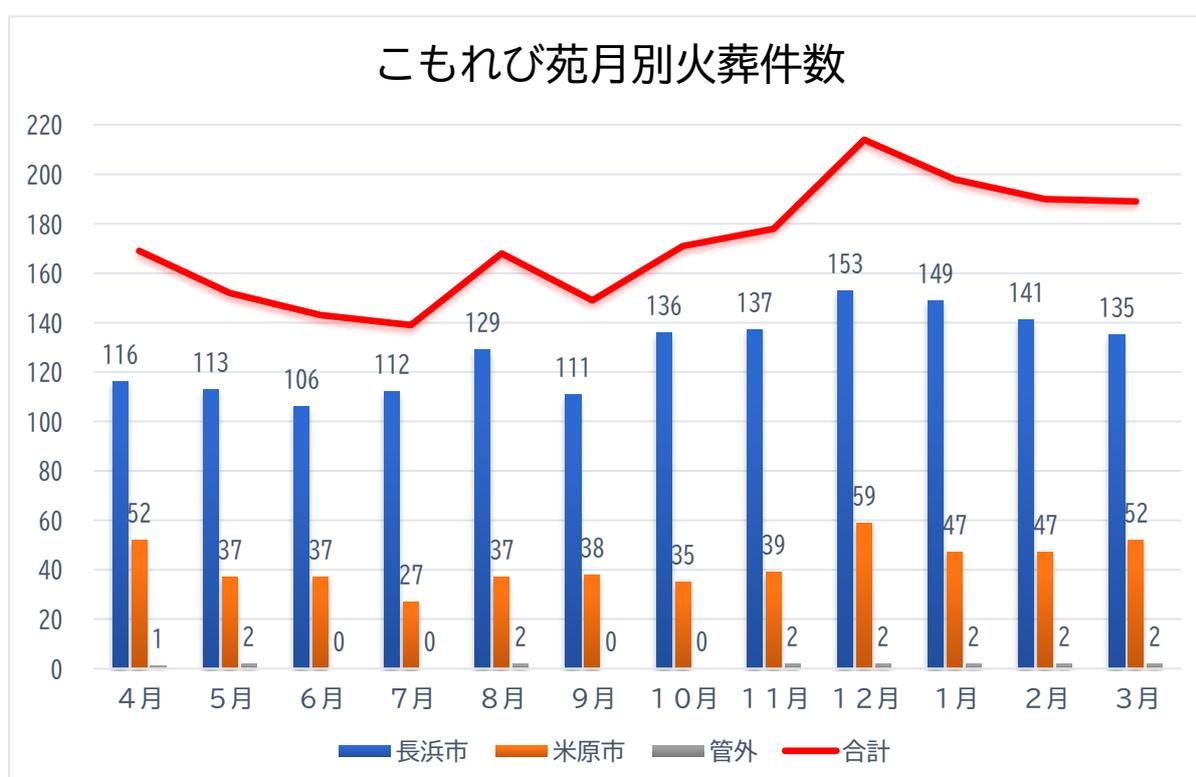
火葬炉数：8基（1日16件までの火葬に対応）

霊柩車数：4台（R6 霊柩実績 607件 稼働率 33.31%）

待合室数：8部屋（各部屋 35人程度 炉番号と連動したご利用 1号炉=待合室1）

ご利用者：長浜市及び米原市全域・管外の方

4. 斎苑の利用状況について（令和6年度火葬実績2,060件）



参考

斎苑別火葬件数実績

単位：件

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
こもれび苑	1,536	1,544	1,606	1,544	1,548	1,597	1,634	1,863	1,802	2,060
伊香地域 木之本斎苑	117	101	113	116	112	105	190	166	118	
余呉斎苑	65	45	60	40	38	35				
西浅井苑	55	63	51	57	38	36				
伊香地域	237	209	224	213	188	176	190	166	118	
合計	1,773	1,753	1,830	1,757	1,736	1,773	1,824	2,029	1,920	2,060

※令和2年度末で旧こもれび苑、余呉斎苑、西浅井斎苑を閉鎖。

※令和5年度末で木之本斎苑を閉鎖。

5. より良い斎苑の運営について

1) モニタリングの実施について

運営事業者から提供されるサービスが契約等に定められた運営業務を確実に実施しているか、また運営事業者からの提案があった業務内容が実施できているか確認するため、各斎苑の運営事業者へ毎月モニタリングを実施しています。

モニタリングの実施にあたっては、運営に関する各業務報告書を確認するとともに、運営事業者との対話を通じて、利用者が安全・便利に利用できる施設の水準に保つことを目的としています。

モニタリングの結果、適切な運営がされていないと認められた場合は、改善勧告を行い、改善を求めることとなりますが、適切に運営されていることをモニタリングにて確認しています。

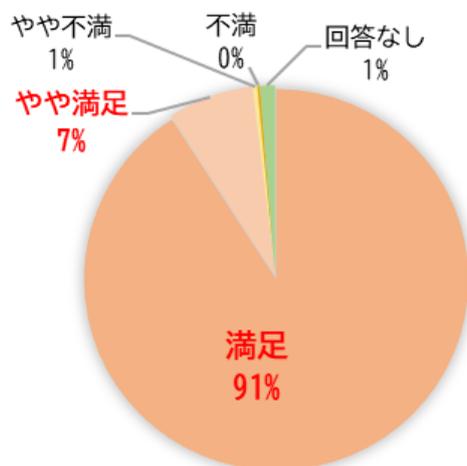
2) こもれば苑利用者へのアンケート実施について

利用者の待ち時間を利用してアンケートのご協力をお願いしており、いただいたご意見を今後の業務改善やサービスの向上に反映することとしています。令和6年度のアンケートでは、470件のご意見をいただきました。

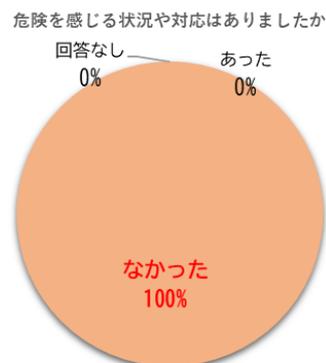
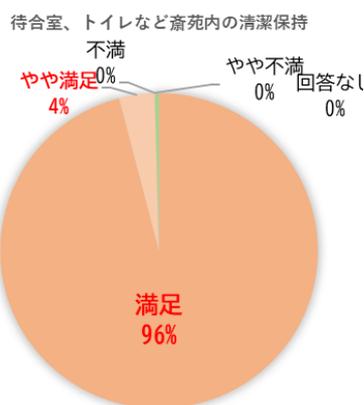
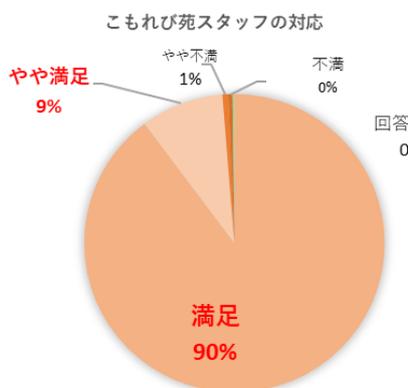
結果としましては、「満足」、「やや満足」を合わせて98%となり、供用開始以来、ご利用された方から概ね高い評価をいただけているものと認識しています。

一方でアンケート結果の様々なご意見を真摯に受け止め、対応できるものや改善できるものにつきましては、改善を行い、より良い斎苑の運営に努めています。

こもれば苑のご利用について（全体）



アンケート結果項目別



6. 排ガス等の分析について

こもれび苑は、公害防止基準等にて規定された各項目の基準値を満たしているか確認するため、排ガス等の分析業務を毎年実施しています。

今年度、分析業務を実施した結果、全項目において基準値を満たしています。

検査の回数

排ガス測定：年2回

悪臭、騒音、振動測定：年1回

排ガスに係る基準〈1排気塔出口における基準値〉

2号炉にて分析業務実施

規制物質	分析結果	基準値 (要求水準)	基準値 (SPC独自基準)
ダイオキシン類濃度	0.014ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N	0.5ng-TEQ/m ³ N
ばいじん	0.003g/m ³ N未満	0.01g/m ³ N	-
硫黄酸化物	6ppm	30ppm	-
窒素酸化物	83ppm	250ppm	150ppm
塩化水素	6ppm未満	50ppm	30ppm
一酸化炭素	9ppm	30ppm	-

悪臭に係る基準

[臭気物質]

項目	分析結果	基準値 (単位ppm)
アンモニア	0.19	1
メチルメルカプタン	0.0002未満	0.002
硫化水素	0.002未満	0.02
硫化メチル	0.001未満	0.01
二硫化メチル	0.0009未満	0.009
トリメチルアミン	0.0001未満	0.005
アセトアルデヒド	0.005未満	0.05
プロピオンアルデヒド	0.005未満	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.0009未満	0.009
イソブチルアルデヒド	0.002未満	0.02
ノルマルバレリルアルデヒド	0.0009未満	0.009
イソバレリルアルデヒド	0.0003未満	0.003
イソブタノール	0.09未満	0.9
酢酸エチル	0.3未満	3
メチルイソブチルケトン	0.1未満	1
トルエン	0.5未満	10
スチレン	0.04未満	0.4
キシレン	0.1未満	1
プロピオン酸	0.005未満	0.03
ノルマル酪酸	0.0002未満	0.001
ノルマル吉草酸	0.0002未満	0.0009
イソ吉草酸	0.0002未満	0.001

[臭気濃度]

項目	分析結果	基準値
排気筒出口	73	500
敷地境界	10未満	10

騒音に係る基準

項目	分析結果	基準値 (単位dB)
敷地境界 (昼間)	49	55

振動に係る基準

項目	分析結果	基準値 (単位dB)
敷地境界	30未満	60

7. こもればり苑出口の安全対策について

令和6年度に苑内道路に設置した注意喚起看板に続き令和7年度に安全対策工事を実施しました。



センサー式回転灯



ハンプ設置



薄層カラー舗装



注意喚起看板